

広告掲出仕様書

広告を掲出する広告代理店を募集します。

◆概要

名 称	福岡市営地下鉄別府駅駐輪場ガラス面デジタルサイネージ広告
所 在 地	福岡市営地下鉄別府駅駐輪場（福岡市城南區別府 3 丁目 6）
掲出内容	屋内ガラス面にデジタルサイネージを設置し、屋外へ向け広告を放映する。
箇 所 数	1 箇所（設置予定場所は別紙のとおり）
掲出期間	令和 9 年 1 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日 ※特段の事情がない限り、令和 14 年 3 月 31 日まで 1 年ごとに更新可能とする。
施 設 利用者数	令和 6 年度 約 11.5 万件／年 ※定期利用者は毎日利用していると計算しているため、実数とは異なる。
セールス ポイント	国道 202 号線と城南区学園通りの交差点（中村大学前）北東側に位置しており、通行する自動車等からも、また、市営地下鉄別府駅及び中村学園大学の利用者からも視認性が良く、高い広告効果が期待できます。
担当部署	城南区地域整備部維持管理課

◆広告規格等について

サイネージ のサイズ	W4,600mm×2,360mm 以内 ※広告スペース内に広告である旨をわかりやすく表記してください。
製作及び 取付・撤去	広告代理店負担 ※設置方法等については必ず事業者にて現地を確認し、担当部署と調整してください。 ※本体は施設に過度な負荷をかけず、損傷を与えない方法で確実に固定し、地震等の際の転倒に対する防止策を講じてください。事故等が発生した場合は、広告代理店の責任において確実に対応してください。 ※取付・撤去は混雑の少ない時間帯をお願いします。 ※使用窓面の清掃にかかる費用は広告代理店で負担してください。 ※撤去に際しては、原状回復をお願いします。 ※撤去作業は、掲出期間内に行ってください。 ※サイネージの制作・設置・運用・維持管理・撤去等に要する一切の費用及び原状回復に要する費用は、広告代理店の負担とします。
広告掲出に 関する留意 事項	・放映時間は 5:30～23:00 以内（交通管理者と協議を行ってください）。 ・サイネージの設置に当たっては、信号機等に影響がないか、交通管理者と事業者の責任において必要な協議及び手続きを行ってください。 ・放映時間のうち、行政情報を全体の 25%程度放映してください。

	・放映枠数、回転数などについては、協議のうえ決定することとします。 ・広告代理店で広告データと行政情報をあわせて放映できる状態に編集してください。行政情報は、市から提供した素材を基に、広告代理店が放映できる状態に加工することになります。なお、編集データは、市のチェックを受けて放映してください。 ・音声は無音です。 ・点滅・画面転換等の速度や夜間帯の輝度等については、車両の交通に支障がないよう道路交通上の安全面に関して、十分配慮してください。 ・サイネージの電源は自動で ON/OFF ができるようにしてください。 ・手動により電源の入切、調光ができるようにしてください。 ・屋内から屋外が視認できる透過性のあるものにしてください。 ・停電・通信回線の事故、コンピューターウイルス感染等のトラブルによる不具合に備えた対策を施すとともに、不具合発生時又は緊急時等には、原則として当日中に対応し復旧させてください。 ・掲出期間内であっても、レイアウトの変更や安全面で危険が生じるおそれがあると判断された場合等によりやむを得ず本広告掲出事業を中止することがあります。また、施設の改修工事等により、一時的に広告が見えにくくなる場合があります。
広告掲載基準	・福岡市広告事業実施要綱・要領を遵守してください。 ・広告掲出前に市担当課による事前審査が必要です。 ※業者選定後、行政財産目的外使用に係る許可申請が必要になります。
広告内容審査期限	令和 8 年 12 月 15 日（火）※初回分

◆申込みについて

申込対象	広告代理店 （広告代理店 1 社によるデジタルサイネージ設置 1 箇所の買い切り）
申込方法	・広告申込書に押印の上、下記まで郵送又は持参してください。 ・福岡市競争入札参加有資格者（以下、「市登録業者」という。）は、登録番号を記入してください。福岡市登録業者は、添付書類の提出は不要です。 ・福岡市登録業者以外の方は、添付書類として、印鑑証明書（提出日前 3 か月以内に発行された原本）、登記事項証明書（提出日前 3 か月以内に発行された原本）、会社概要、直近の決算書、別添の調査同意書を同時に提出してください。ただし、今年度中に他の広告公募にお申込みの際に提出済の場合は、添付書類の再提出は不要です。 ※福岡市登録業者以外の方で、福岡市内に本店又は支店、営業所等を有し

	ていない場合は、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるもの（提出日前3か月以内に発行された原本）も併せて提出してください。 ア 直接持参の場合 下記申込先に、直接持参してください。 イ 郵送の場合 (1)郵送は、配達記録が残るよう次の方法により行うこと。 i 郵便局による一般書留、簡易書留又はレターパックプラス（レターパックライトは不可） ii 総務省の認可を受けた特定信書便事業者が行う信書便で、かつ福岡市の受領印又は署名により確実に届いたことが証明できるもの (2)応募書類を封入する封筒には、案件名及び「応募書類等在中」の旨を朱書きすること。 ※電子メールでの提出はできません。
広告料金	最低予定価格：年額 726,000 円（税込） ・ 広告料金は、広告代理店から市にお支払いいただく1年間分の金額（税込）であり製作費等は含みません。ただし、デジタルサイネージの稼働に係る電気料金および行政財産目的外使用料を含むものとします。 ・ 令和8年度分は3カ月分になりますが、広告料金は、1年間分を提案してください。 ・ 広告料金は、3か月ごとに分割して市が指定する期限までにお支払いいただきます。 支払時期（予定）：5月頃、8月頃、11月頃、2月頃 ※令和8年度分は、令和9年2月頃 ・ 広告掲載がない期間も広告料金はお支払いいただきます。
申込締切	ア 直接持参の場合：令和8年8月10日（月） 15時 イ 郵送の場合：令和8年8月7日（金）＜必着＞
選定基準	原則、最も高い広告料金を掲示いただいた広告代理店を選定します。 複数の代理店が最も高い広告料金を提示された場合、その代理店の中から、くじにより選定します。くじを行う日時は対象者へ別途お知らせします。
申込先	財政局財産有効活用部財産活用課 担当：大熊 〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 TEL 092-711-4579 / FAX 092-711-4833 Eメール zaisankatsuyou.FB@city.fukuoka.lg.jp

施設に関する問合せ先	城南区地域整備部維持管理課 担当：伊藤 〒814-0192 福岡市城南区鳥飼六丁目 1-1 TEL 092-833-4077 / FAX 092-822-4095 E メール ijikanri.JWO@city.fukuoka.lg.jp
------------	---

別紙 設置予定場所

位置図



施設外観



デジタルサイネージ位置



施設内観

